

平成13年2月9日
金 融 庁預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアルの充実について
(内部監査・外部監査ワーキング・グループとりまとめ)

金融庁においては、金融機関等における実効性ある内部監査・外部監査態勢の確立に向けて、預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアル(以下、「検査マニュアル」という。)を充実させるため、昨年8月、検査部(現検査局)内に「内部監査・外部監査ワーキング・グループ」を設置し、過去12回に及ぶ検討を行ってきましたが、本日、その成果として、検査マニュアル案をとりまとめ、パブリックコメントに付するために公表することといたしました(概要及び検査マニュアル案は別添参照)。

今後、当局において、本検査マニュアル案について頂いたご意見を踏まえて取りまとめの作業を行った上、検査官宛の通達として発出することとしております。

つきましては、ご意見がありましたら、平成13年3月9日(金)までに、氏名又は名称、住所を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せ下さい(電話等によるご意見はご遠慮願います)。

なお、頂戴したご意見につきましては、氏名又は名称も含めて公表させて頂くことがありますので、あらかじめご了承願います。

【御意見の送付先】

金 融 庁 検 査 局 総 務 課

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

F A X 番 号 : 03-3506-6118

ホームページ・アドレス: <http://www.fsa.go.jp/>

(内容についての照会先)

金融庁検査局	T E L : 03-3506-6063 (代)
総務課	佐々木 内線 : 6059
	安藤 内線 : 6195

預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアルの充実について(概要)
(内部監査・外部監査ワーキング・グループとりまとめ)

金融庁においては、金融機関等における実効性ある内部監査・外部監査態勢の確立に向けて、預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアル(以下、「検査マニュアル」という。)を充実するため、昨年8月、検査部(現検査局)内に「内部監査・外部監査ワーキング・グループ」を設置し、検討を進めてきたところである。

本日、その成果として、検査マニュアル案をとりまとめ、パブリックコメントに付するために公表することとした。

(注) 本検査マニュアル案は、現行の検査マニュアルの「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)Ⅲ. 監査及び問題点の是正」を整備するものである(保険会社に係る検査マニュアルについては、「保険募集管理態勢確認用マニュアルⅡ. 監査及び問題点の是正 1.2.」も併せて整備)。

1. 目的

検査マニュアルの内部監査・外部監査に関する記述を充実させることにより、金融機関等に対して自己責任に基づく実効性ある内部監査・外部監査態勢の確立を促すとともに、金融庁の検査の更なる実効性及び効率性の向上を図り、もって透明な金融行政の確立に資することを目的としている。

2. 本案のポイント

本案の主なポイントは、以下のとおりである。

- ① 内部監査部門を、内部事務処理等の問題点の発見・指摘を行うにとどまらず、内部管理態勢等の適切性・有効性を検証する部門として位置付けるとともに、内部監査が有効に機能するための組織的な取組みについて確認する項目を加えた。
- ② 実効性ある内部監査態勢の構築には、金融機関等の経営陣の理解及び認識が不可欠であることから、経営陣が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理の上で不可欠な機能である内部監査の重要性を十分認識し、その上で必要な態勢を構築しているかを確認する項目を拡充した。
- ③ 内部監査部門が、被監査部門等に対し十分な牽制機能をもって実効性ある監査を行うために、内部監査部門の被監査部門等からの独立性、内部監査部門の権限、責任範囲等が明確になっているかを確認する項目を拡充した。
- ④ リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効的な内部監査が行われているかを確認する項目を加えた。

⑤ 経営陣が外部監査の重要性を認識するとともに、外部監査の有効性を検証しているかを確認する項目を加えた。

3. 適用にあたっての留意点

検査マニュアルの適用にあたっては、金融機関等の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要があることは、従来と同様である。

4. 今後のスケジュール

本検査マニュアル案については、パブリックコメント期間終了後、頂いたご意見を踏まえた取りまとめの作業を行い、速やかに検査官宛て通達として発出した上、実施することを予定している。

*平成13年2月9日 発表、ホームページ掲載